

令和 8 年 度

第 3 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和 8 年度 第 3 回 定例 教育 委員会 日程

日 時 令和 8 年 6 月 2 6 日（金） 午後 2 時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会議録署名委員の指名
中村 通宏

日程第 2 議 案

議案第 1 号 我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則の制定について（図書館）

日程第 3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ 1
--	---------

議案第 1 号

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市公式 L I N E を通じて利用登録等を行うことにより、従来の利用カードを発行することなく、図書館ホームページからログインして表示される利用者コードにより図書館資料の貸出しを受けられるようにすることから、条文の整備をするため、提案するものです。

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（利用カード及び利用者コード）</u> 第6条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、我孫子市民図書館利用カード（以下「利用カード」という。）<u>又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）であって、利用カードに代わるもの（以下「利用者コード」という。）によらなければならない。</u> 2 <u>利用カードの交付を受けようとする者は、我孫子市民図書館利用カード交付等申請書（様式第1号。次条において「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、利用カードの交付を受けようとする者は、本人であることを確認できる書類を教育委員会に提示しなければならない。</u>	<u>（利用カード）</u> 第6条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、<u>あらかじめ我孫子市民図書館利用カード交付等申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出し、我孫子市民図書館利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。</u> 2 <u>前項の申請書を提出しようとする者は、</u>本人であることを確認できる書類を提示しなければならない。

ない。

3 利用者コードの交付を受けようとする者（市内に在住する者に限る。）は、我孫子市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年条例第6号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により、教育委員会に申請しなければならない。この場合において、利用者コードの交付を受けようとする者は、本人であることを確認できる画像情報を教育委員会に送信しなければならない。

4 略

（利用カードの紛失等）

第7条 利用カードの交付を受けた者は、利用カードの紛失等により再交付を受けるときは、速やかに申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 利用カード又は利用者コード（以下この項及び第9条第2項において「利用カード等」という。）の交付を受けた者は、利用カード等の登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に対し、申請書を提出し、又は電子情報処理組織を使用

3 略

（利用カードの紛失等）

第7条 利用カードの交付を受けた者は、利用カードの紛失等により再交付を受けるとき 又は申請書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに申請書を教育委員会に提出しなければならない。

する方法により申請し、当該登録事項の訂正を受けなければならない。

(遵守事項)

第9条 略

2 図書館資料の貸出しを受ける者は、利用カード等及び貸出しを受けた図書館資料を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(遵守事項)

第9条 略

2 図書館資料の貸出しを受ける者は、利用カード及び貸出しを受けた図書館資料を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。